

令和6年度第1回国地方係争処理委員会

令和6年7月25日

【植田行政課長】 定刻より少し早いですけれども、おそろいでございますので、委員会を開催させていただきたいと思えます。

行政課長の植田でございます。本日は新たな任期における初めての委員会となりますので、慣例によりまして、新委員長が選出されますまでの間、私が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、委員の皆様全員が再任となります。改めて御礼を申し上げますとともに、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、おおむね11時15分までを予定しております。

また、本日の委員会では、委員長の互選を行うとともに、議題といたしまして、「国地方係争処理委員会の審査の手續に関する規則の一部改正等について」を予定しております。委員の皆様は御異議がなければ、平成13年2月5日委員会決定に基づき、公開することとしたいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【植田行政課長】 報道関係の皆様は申し上げます。これ以降につきましては、記者席からの取材ということでよろしくお願いいたします。カメラ撮りにつきましては、ここまでとなります。

それでは、まず、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。五十音順に御紹介申し上げますので、お名前をお呼びいたしましたら、一言御挨拶をいただければと思えます。

菊池洋一委員です。

【菊池委員】 菊池でございます。どうか引き続きよろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 小高咲委員です。

【小高委員】 小高でございます。どうぞ今回もよろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 勢一智子委員です。

【勢一委員】 勢一です。引き続きよろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 辻琢也委員です。

【辻委員】 辻です。よろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 山田俊雄委員です。

【山田委員】 山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 続きまして、自治行政局の職員を紹介いたします。

阿部自治行政局長です。

【阿部自治行政局長】 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 新田大臣官房審議官です。

【新田大臣官房審議官】 新田です。よろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 保科行政企画官です。

【保科行政企画官】 保科と申します。よろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 白井行政課課長補佐です。

【白井行政課課長補佐】 白井と申します。よろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、当委員会の委員長を選んでいただく必要がございます。地方自治法第250条の10第1項の規定により、当委員会の委員長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、委員長の互選について、いかがいたしましょうか。

【勢一委員】 僭越ながら、発言させていただきたいと思います。全員再任でございますし、体制も変わらずということでございますので、やはりここは前回から務めていただいております菊池委員に引き続き委員長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【植田行政課長】 ただいま勢一委員から、菊池委員を委員長に選出してはどうかとの御提案がございまして、皆様方から異議なしということございましたので、菊池委員が委員長に選出されました。

それでは、ここからの議事は菊池委員長にお進めいただきたいと存じます。少し席の移動をさせていただきますので、お待ちいただければと思います。

【菊池委員長】 ただいま委員長を仰せつかりました菊池でございます。委員長として引き続き適正な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、地方自治法第250条の10第3項の規定に基づきまして、あらかじめ委員長代理を指名させていただきたいと存じますが、私といたしましては、委員長代理を、前回か

ら引き続き、辻委員にお願いしたいと存じます。辻委員、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、辻委員長代理から一言御挨拶を賜ればと存じます。どうかよろしくお願いをいたします。

【辻委員長代理】 引き続きよろしく申し上げます。

【菊池委員長】 ありがとうございました。

次に、「国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則の一部改正等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【植田行政課長】 それでは、事務局から、今ほど委員長からございました国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則の一部改正等につきまして、御説明をさせていただきますと思います。

本日の配付資料でございますけれども、資料1から7と参考資料1から3でございますけれども、そのうち資料2から5につきましては、この審査手続の規則の一部改正関係でございます。資料2のほうは、一部改正案そのものでございます。資料3は、横置きのポンチ絵になっておりますけれども、概要資料になっておりまして、こちらのほうで主に説明させていただきます。資料4については、先ほどの資料2の一部改正案の中で、種類ごとに少し色分けをして分かりやすくしたものというものでございます。資料5は現行の規則ということになっております。その後の資料6でございますけれども、オンラインによる国地方係争処理委員会の手続の実施要領（案）を付けております。最後に資料7ですけれども、審査案件がない場合における国地方係争処理委員会への情報通信機器を活用した出席の取扱いについての案でございます。

それでは、先ほど申し上げた資料3を御覧いただければと思います。横置きの紙でございます。国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則の一部改正等（概要）という資料となっております。

上の四角にございますように、2つのことを今回させていただきたいと考えておりまして、①オンライン手続の実施の推進ということと、②の主張書面及び証拠の送付・直送手続等の整理ということでございます。そこがございますように、委員会の審査の迅速化ということが今回の改正案の目的となっております。委員の皆様方御承知のとおり、審査の勧告は審査の申出から90日以内ということとされておりまして、実質的な審査に使える時間をできる限り確保するために、様々な手続を迅速化できる部分に関してはしていこうという

ことが目的となっております。

①、まず、オンライン手続の実施の推進でございますけれども、＜現行＞と書いていますように、今現在のルールの下では、主張書面、また、証拠のオンライン提出には、電子署名・電子証明書による厳格な本人確認措置が必須となっております。また、ウェブ会議が利用できる手続、それから実施方法が明確でないという状況でございます。その際、参考人の陳述等について、現実の出席が必要であるとすると、日程確保が困難となって、期限内での審査に支障が生じるおそれがあるというのが現在の課題でございます。

そこで、対応方針といたしまして、下にございますけれども、規則を改正して、電子署名等の要件の例外、委員会が指定する本人確認措置によって、電子署名以外の方法で本人確認をするということで、具体的には2枚目のほうにも出てまいりますけれども、電子メール、又はいわゆる大容量のファイル転送システムを用いまして、審査ごとにパスワードを指定して、それを使っていくという方法を取っていきたいと考えております。

それから、ウェブ会議の対象となる手続、実施方法についても実施要領に定めるということとしております。それが①でございます。

②のほうでございますけれども、主張書面・証拠の送付・直送に関する規定の整理ということでございまして、現行の部分は、右の三角形の矢印のところも見ていただきますと分かりますように、同一の書面につきまして、委員会による送付、これは副本の送付とか写しの送付ということでございますけれども、それと当事者間の直送というものが重複している部分がございます。

また、証拠については直送の対象となっていないということでございまして、反対当事者が証拠を確認するためには、規則上は閲覧手続というのが必要になってくるということでございます。

そこで、対応方針といたしまして、当事者の直送に一本化し、主張書面に加えて、証拠書類の写しについても、当事者間の直送の対象とするということを対応方針とさせていただきますと考えております。

具体的な改正の中身は2枚目でございます。まず、規則改正のほうは左側でございます。少し具体的な改正の中身も御覧いただきながらと思います。資料4のほうも併せて、横に置いていただきながら見ていただければと思います。

まず、オンライン手続の実施の推進という部分でございますけれども、電子署名及び電子証明書の例外となる本人確認方法を委員会が指定できる規定を設けるということで、資料

4のほうでは5ページ目のところがございます。こちら、資料4の見方でございますけれども、手続のオンライン化の推進については赤字で書いてございます。2つ目の主張書面及び証拠書類の写しの送付に関する改正、直送への一本化については青字で書いているというものでございまして、今申し上げているのは赤字の部分でございます。5ページの一番左下のところがございますように、別の、電子署名・電子証明書以外の方法ということについても、規定をただし書として設けるといこととしております。

続いて、資料3の2枚目に戻っていただきますと、ウェブ出席、ウェブ会議を可能とする規定をそれぞれ設ける。㉠、㉡、㉢とございますけれども、委員・当事者間等のウェブ会議出席を可能とする8条の5項、参考人、鑑定人等のウェブ出席を可能とするという21条の2項、それぞれ2ページ目、3ページ目の赤字部分、それから、ウェブ会議による検証を可能とする規定というのが25条の3項ということで、これは4ページの真ん中あたりの赤字の部分という形になってございます。以上が、オンライン手続の実施の推進の関係の規則改正でございます。

2つ目の主張書面・証拠の送付、直送規定の合理化という点でございますけれども、直送への一本化の部分については、6条、7条の改正というのがございます。1ページ目の青字の部分でございますけれども、この辺りをシンプルにしているということと、6ページ目でございますけれども、32条の2項と33条というところも削る形になってございます。直送への一本化は、こういった形で改正をさせていただきたいと考えております。

2ページ目のところに、直送の対象に証拠書類の写しを追加するというのが、11条のところに、青字ですけれども、「又は証拠書類（以下「提出書面等」）の写し」という形で証拠書類の写しを追加しているというものでございます。

規則改正に関しては、おおむね今御説明したような改正案となっております。

それから、右側の実施要領というものも設けさせていただいております。少し分量が多いので、詳しくは申し上げませんが、実際には資料6に付いてますけれども、中身の概要、何を定めているかということについて、資料3の2ページ目右側のほうに書いてますので、そこを簡単に御紹介いたしますと、第2のところで、電子情報処理組織による手続の手順ということで、オンラインによる手続をどういうふうな手順でやっていくかということの規定させていただいております。手続の冒頭で意向確認をした上で、電子署名等の例外となる委員会が指定する本人確認措置の方法を規定しているというところでございます。具体的には米印に書いてございますけれども、電子メール又は総務省大容量ファイル転送シ

システムを用いて、審査ごとに指定するパスワードを使用すると。そういった電子署名等の例外となる方法を規定させていただいております。

それから、第3のところ、ウェブ会議による審査期日の実施の手順ということでございまして、意向確認の方法とか、ウェブ会議による実施方法、例えば、立会人の制限とか、通信途絶の場合の対応等について規定させていただいているというような内容が、この実施要領の中身となっております。

今まで申し上げたのは規則の一部改正と実施要領でございますけれども、最後、資料7を御覧いただければと思います。一枚紙の縦置き紙となっております。今ほど申し上げたのは規則ということで、これ、そもそも国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則ということでございますので、審査案件がある場合についてのルールということになってございますけれども、そうでないような場合、本日のような場合を含めてということになりますけれども、そういった場合においてもオンラインでの手続ができるようにするという事をさせていただきたいと考えておりまして、ここにご覧のように、審査案件がない場合における国地方係争処理委員会の開催に当たっては、委員長が、必要があると認めるときは、委員会の開催場所とは別の場所にいる委員を情報通信機器を活用して委員会に出席させることができるといった形で、委員会としての決定をさせていただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見や御質問等がございましたら、どうかよろしくお願いをいたします。

どうぞ。

【小高委員】 審査案件がない場合における委員会のありようみたいなものについて定めたものは、これまではなかったということですか。例えば、今日、この場みたいな。

【植田行政課長】 コロナ禍の状態のときには、審査案件の有無にかかわらず、こういった形で議事運営をするかということ委員会として決定させていただいております。令和2年5月の段階で、「新型コロナウイルス感染症対策に係る国地方係争処理委員会への出席の取扱いについて」ということで決めさせていただいて、そのときに、「委員長は、必要があると認めるときは、委員会の開催場所とは別の場所にいる委員及び国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則第10条に規定する当事者等に対し、情報通信機器を活用して委員会に出席させることができる」としておりまして、その際は、まさにコロナ対

応ということで、それに限定して、審査案件の有無にかかわらずやっていくということで、その状況は今、そういう意味では、今もないわけではございませんけれども、収束した中で一般的なルールを今回、御検討してはいかがかということでございます。

【菊池委員長】 小高委員、よろしゅうございますでしょうか。

【小高委員】 審査案件がない場合であっても、委員会の開催に当たっては原則対面でのように行うみたいなことは、特には定めはなくてということですね。いや、できる規定で、オンラインも可だよというものだけがあって……。

【植田行政課長】 もともとの本則がないと。

【小高委員】 ないとすると、そっちは審査についてしかないとなると、ちょっと変わっているなと思ったというだけで、特にその確認だけでした。

【菊池委員長】 昔々のありようからいうと、対面というのが当然というか大原則で、ITの社会になって、リモートという方法も可能になったので、これこれの場合にはリモートでもいいですよという発想でしょうかね。

【植田行政課長】 今、委員長がおっしゃられたような発想の中で決め事をしてきたということかと考えております。

【小高委員】 これでは不足じゃないかというわけではなくて、単なる確認でしたので、ありがとうございます。

【菊池委員長】 小高委員、よろしゅうございますですか。

【小高委員】 はい。

【菊池委員長】 ありがとうございます。

ほかに御意見あるいは御質問等がございましたら、お願いをいたします。

どうぞ勢一委員、お願いします。

【勢一委員】 今、小高委員がおっしゃったのは私も気になるなと思ひまして、もともと審査の手續に関する規則しかなかったのですよね、コロナ前から。審査がないときに委員会をやるという想定がなかったということなのではないでしょうか。

【保科行政企画官】 想定がなかったというわけではないと思ひますけれども、やっぱり手續として決めていくべきものがあるものが審査案件だったので、そこについては委員会として規則を定めていただいていたと。

【勢一委員】 審査以外は特に規則等がなくても、委員会の判断でやるということになるのでしょうか。

【植田行政課長】 その時々委員会の判断で決められるとその当時は考えていて、議事運営とか、開催方法とかを決めていたということかと思います。

【勢一委員】 ということですね。今回、リモートだけを決めているというのが、確かにトータルのルールとして不思議な感じはするというのは共有しました。

【小高委員】 それを突き詰めると、この資料の内容であれば、あえて決定としなくてもいいようにも思いますが、つまり、委員会の判断で……。

【勢一委員】 委員会の判断のできるのであれば、別に委員会の判断でリモートも可能という、ご趣旨ですね。

【小高委員】 もちろん委員会の判断であらかじめ決めているというものですので。

【保科行政企画官】 委員会の判断で決めていただくという。

【勢一委員】 確認の意味でということですかね。

【植田行政課長】 文書として一応明確化しておくということになります。

【菊池委員長】 よく分からないんですけど、規則によると、委員会の「場所」という言葉があって、「場所」という言葉は一堂に会するという前提の言葉ではないかなという。例えば、株主総会なんかでも、招集通知には日時と場所を定めて株主に通知するというところに会社法でなっているんですけど、その「場所」という言葉が一堂に会するという前提だと解釈されているんで、恐らく規則もそういう発想で「場所」という言葉を使っているのではないかなという気がするんですけども、あまり自信はありません。

【勢一委員】 もちろん対面前提の規定だったと思いますので、内容に異存があるわけはありません。

【菊池委員長】 あと、審査案件がない場合でも委員会が必要だというのは、例えば、委員長の選出は委員の互選によるということになっていますので、やっぱり案件がなくても委員会の開催というのはいり得べしということを経法は予定しているという気がするんですけど、どうでしょうかね。

【植田行政課長】 そこはおっしゃられるとおりだと思います。

【菊池委員長】 ほかにございますでしょうか。何か特に規則の改正案、あるいは実施要領、あるいは今の出席の取扱いについてについて、ここはこういうふうに変更したほうが望ましいのではないかという御意見があれば、ぜひ御発言いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

特に御発言がないようであれば、先ほど事務局から御説明いただいた3つの案件、すなわ

ち国地方係争処理委員会の審査の手續に関する規則の一部を改正する規則、2つ目がオンラインによる国地方係争処理委員会の手續の実施要領、最後に審査案件がない場合における国地方係争処理委員会への情報通信機器を活用した出席の取扱いについて、いずれも原案どおり決定するという事によろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

なお、審査規則は官報に掲載することを予定しておりますが、官報掲載の日から施行することとしたいと考えております。

また、実施要領及び情報通信機器を活用した出席の取扱いについては、官報に掲載するものではございませんが、審査規則と同日から施行することとしたいと考えておりますが、いずれもそのような取扱いによろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【菊池委員長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

最後に、軽微な文言の修正を行う必要がある場合には、その修正につきましては、誠に恐縮でございますが、委員長に御一任いただくということによろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。

以上で予定の議題を全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。本日の委員会の議事においては、審査に係る合議に関する部分はありませんでしたので、議事要旨と議事録を委員の皆様にご確認いただいた上で会議資料とともに公表したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。